

会員の皆様

おおた・ふぼれんネットワーク

## 父母会行事保険更新のご案内

会員の皆様に幅広く加入いただいている父母会行事保険につき、7月1日で更新期日を迎えますので、以下のとおり更新手続きのご案内をいたします。

## 1. 保険概要

この保険は、保育園・幼稚園の父母の会（PTA）が主催・共催する行事中（父母会管理下中）に、父母会員および児童が不慮の事故によりケガをした場合、一定の金額を補償する「傷害保険」と、万一主催者に賠償責任が発生した場合に備えての「賠償責任保険」により構成されています。（概要は以下のとおりです。）

	保険の種類	主なお支払い事由
父母会 行事 保険	傷害保険	○父母の会（PTA）主催の... ・親子スポーツ大会で競技中転倒し、骨折してしまった。 ・キャンプ場でころんでケガをした。 ・納涼会で走りまわっていた児童が転んでケガをした。 など
	賠償責任保険	○父母の会（PTA）主催の... ・遠足で、主催者の監督不注意で参加している子どもにケガをさせてしまった。 ・花火大会で花火のセットの仕方をあやまったため、方向がちがいに火が飛び、見物の人にヤケドを負わせてしまった。 ・バザーで品物を並べていた台がたおれ、買物中の小学生の足にぶつかりケガをさせてしまった。 など

## 2. 保険料および保険金額

**保険料：一世帯あたり170円**

傷害保険		賠償責任保険
死亡・後遺障害	340万円	○身体賠償（自己負担額1事故につき1,000円） 1名につき 3,000万円 1事故につき 1億円
入院日額	1日につき3,000円	○財物賠償（自己負担額1事故につき1,000円） 1事故につき 500万円 保険期間中 500万円
通院日額	1日につき2,000円	○第三者から借用した財物（自己負担額1事故につき5,000円） 1事故につき 250万円 保険期間中 250万円 （自己負担額1事故につき5,000円）
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 …入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 …入院保険金日額の5倍	

## 3. 加入方法

- 加入者 保育園・幼稚園・学童保育所の父母の会（PTA）
- 申込票 郵便局の払込用紙が加入申込票になっています。必要事項をご記入捺印下さい。
- 送金 1世帯あたり保険料**170円**に全会員世帯数を乗じた額を上記払込用紙にてご送金下さい。
- ・1世帯とは保育園・幼稚園・学童保育所に通っている児童とその保護者とします。
  - ・任意で保母、職員、教員会員等も加入できます。その場合は1名1世帯とします。
- 名簿の保管 父母の会（PTA）にて保険加入世帯主の名簿を整備・保管しておいて下さい。
- 転入・転出 その都度名簿を加筆・訂正しておいて下さい。（保険料の精算は不要です。）
- 申込期限 **2019.5/20-6/20**
- ※ 郵便局から送金して着金までに3日ほどかかります。期日に間に合うようお手続きをお願いします。
  - ※ 中途のご加入もできます。（加入方法は上記と同じ）保険期間は着金日の翌日から2020年7月1日までとなりますが、保険料1世帯あたり**170円**と変わりません。

&lt;お問い合わせ先&gt;

(扱代理店) 株式会社ウーベル保険事務所

TEL: 03 (3553) 8552

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 (ニュー新富ビル8F)

(契約窓口) おおた・ふぼれんネットワーク

TEL: 03 (3777) 1946 (青い保育園内・富田)

aoi-ho@muf.biglobe.ne.jp

## < Q & A >

Q1: 保険で支払いできない場合はどんな場合ですか？

A1: 以下の場合は保険金をお支払いすることができません。

### < 傷害保険 >

- 父母会の管理下中外のケガ
- 父母会会員の故意によるケガ
- 犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用時の運転中のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 妊娠・出産・流産、外科的手術その他の医療処置
- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- 父母会員以外の方のケガ（保育園を卒業し、父母会から外れたた兄弟姉妹など） など

### < 賠償責任保険 >

- 被保険者が所有、使用または管理する施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 貸借した施設の修理に起因する損害賠償責任
- 自動車、車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 父母会の占有を離れた物もしくは飲食物に起因する損害賠償責任
- 屋根、窓等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任
- 父母会が借用した財物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損、または借用した財物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 父母会活動終了後の父母会以外の活動に起因する損害賠償責任 など

Q2: 事故が発生した場合の手続きについて教えてください。

A2: 以下のとおりご対応願います。

### < 事故が発生した時 >

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店（ウーベル保険事務所）に次の事項をご連絡ください。ご通知のない場合には、保険金が支払われないことがあります。

- 事故発生の日時・場所      ○被害者の住所・氏名      ○事故の状況・原因      ○傷害の程度
- 被害者との話し合いの状況      ○損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面

※示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにアドバイスさせていただきます。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### < 保険金請求の手続き >

保険金を請求するときは、(株)ウーベル保険事務所にご連絡下さい。手続きについてご案内いたします。保険金請求に必要な書類は次のとおりです。

- 保険金請求書      ○領収書      ○委任状      ○事故状況報告書      ○診断書
- 示談書（賠償責任保険の場合のみ）      ○事故証明書（傷害保険の場合のみ）
- その他、被害者の損害を証明する書類等、引受保険会社がお願する書類